

韓中国交正常化以降の韓国における帰還移民者の法的地位の変化

—中国同胞を中心に—

吉川美華（東洋大学アジア文化研究所）

はじめに：問題の設定と先行研究

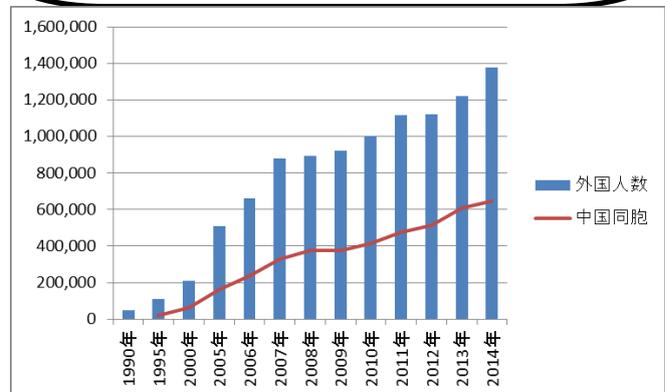
本発表は、韓国の行政用語で「中国同胞」¹、中国や日本では朝鮮族と呼ばれる朝鮮系中国人の、1992年の韓中国交正常化以降の出入国管理法と関連法令の改正による法的地位の変化から、政府の統合政策を考察するものである。

1990年に人口のわずか0.1%であり、大半が華僑と在韓米軍であった韓国の外国人登録者数は2015年には約3%にまで増加している。その理由は、東側諸国との国交正常化に加え、国内賃金の高騰への対応策として外国人産業就業生制度の新設されたこと、政府による農村に住む独身男性と外国人女性の結婚事業の推進、1997年の経済危機以降は外貨の獲得を目的とした外国企業の投資規制の緩和など、多様な在留資格による入国が可能となったことによる。

特に1990年の韓国ソ連の国交樹立、翌年の中韓国交正常化は、韓国にとって朝鮮民主主義人民共和国（以下北朝鮮）を除く東側諸国との40年近くにわたる断交の終焉であり、政府の反共政策から東側諸国との友好モードへの転換の契機となった。図1のように、今回取り上げる中国同胞は外国人人口の約半数を占める。一時訪問や帰還、あるいは結婚によって急増した。

韓国では渡航自由化や多様化する在留目的への対応策として1993年に出入国管理法が全面的に改正された。日本の出入国管理法では中国の少数民族は一律に中国籍者として扱われており、その実態を数字上で捉えることができない。これと同様に韓国でも1990年代中盤までは出入国管理法上で入国・国内での処遇は外国籍者か韓国籍者かによって大きく区分されており〔鄭印燮 1990:203〕、外国人の不法滞在や不法就労を取り締まる場合には中国同胞も外国籍者として扱われてきた〔설동훈 1992, 김혜진 1992〕。

図1 在留外国人における中国同胞数



こうした外国人と同胞といった二つの範疇に属する中国同胞を対象とした研究は、国交前は歴史や文学をとおして中国に住む同胞への理解という観点から行われた〔범철 1983, 박규영 1987〕²。しかしながら韓国内への訪問者が増え、存在感が高まると、中国同胞が社会に与える経済的影響などを懸念され〔이혜경 1994, 김진수 1994, 조병철 1997〕、韓国国民の生活に直結する他者として関心が高まった。偽装結婚や金銭授受を介する代理母契約の問題などがセンセ

¹本発表では韓国の行政用語を用い以下、中国同胞とする。また韓国では独立国家連合（以下 CIS）と一括りにして「中国・CIS 同胞」として国内での処遇および出入国管理法が設計されているが、本論文ではそうした制度の中でも中国同胞の特異性によって生じる事例を中心に扱っている。

²特に教育によって朝鮮語と中国語の二つの言語を習得している過程が注目され、語学教育という点からも研究がなされた。

ーショナルにメディアに取り上げられ [嚴東燮 2001]、教育水準の低さと限られた職種に従事することで経済的地位向上の限界が指摘もされた [윤황·김해란 2011、곽재석 2012]。こうした中国同胞に対する負の認識はOECD加盟国に拠点を持つ外国籍同胞や韓国人とは異なる民族意識やアイデンティティの持ち主としてその違いが強調され、韓国内での外国籍同胞の処遇を二分する合理的な理由へと繋がった [윤황, 김해란 2011]。

これらが近年、中国同胞を他の外国人労働者と区別し、同胞とみなす現象が生まれている。異質性への葛藤やアイデンティティの問題をむしろ新たな文化を創造する突破口として認めていくという立場 [김면 2014, 이정은 2012]、あるいは中国国籍を持ちつつも韓民族の一員であるという特性を肯定的に捉えることが、韓国社会の使命であるとする見解 [서정경 2014] など、社会で中国同胞を受容する兆しが表れているのである。中国同胞側も又、長期にわたる滞在の経験から自らの外国人労働者との異質化と韓国人としての自覚と民族的同質性の内面化や同化していく現象が生まれている [박우 2011]。本発表ではこうした双方向の認識の変化の兆しと制度設計が連動していることを中国同胞はじめ外国人の国内での処遇の基礎となる出入国管理法の改正の過程から考察することで、韓国政府の民族の捉え方、制度による統合の在り方を分析しようというものである。

2. 韓国における中国同胞の位相と彼らを取り巻く制度(発表の視角)

2-1 中国同胞の位相

中国同胞らや結婚移民者、移住労働者 (いずれも韓国における行政用語) は1993年以前には想定されていなかった長期在留外国人である。彼らは韓国内で就労し、収入を出身国の家族に送金しながら、或いは自分自身が生活するために韓国内に経済的基盤を持つと点で共通している。

韓国において外国人移住者の制度設計を複雑にする要因は、属性が図2のようにそれぞれ重なりあう部分を持っているためであり、これらが国籍・民族と、自己認識・韓国社会における認識の不一致といった相互関係の中で彼らの葛藤の原因ともなっている。

中国同胞と移住労働者とは共に大部分は国内で3D業種(Dirty・Dangerous・Difficult)に従事する労働者である。相違点は移住労働者が厳格な入国前の手続と韓国内での研修を必須とし、事業所変更の自由

が制限される雇用許可制のもとで国内に在留するのに対し、中国同胞は訪問就業という在留資格によって入国後に国内での事業所の選定、変更が自由にでき、近年は在留資格の変更によって韓国内での活動の自由度が高まっている。

結婚移民者は韓国人の家族であり、中国同胞は同民族の子孫であるという点で共に韓国人と親密な関係にある存在であると韓国では認識されている。1997年の国籍法改正まで、国籍取得要件に「大韓民国の国民の妻 (旧国籍法第3条1項)」が規定されており、韓国人男性と婚姻関係にある外国人女性は、元の国籍を放棄することで韓国籍を取得できる制度も存在していた。最近10年間は東南アジア地域からの結婚移民者が中心であるが、それ以前は韓中政府間協定によって多くの中国同胞が韓国人の配偶者となっており、この点でも重複する属性を持つ。

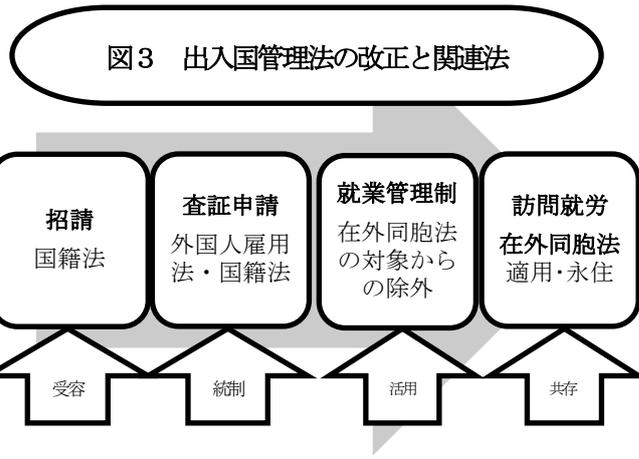
図2 三大外国人関係図



2-2 中国同胞を取り巻く制度(発表の視角)

国家の外国人に対する制度設計は外国人の出入国と国内での活動を制限する「統制」、移住外国人労働力「活用」、共に暮らし、権利を共有する「統合」の三段階でその社会の成熟度の進化過程として表すことが可能であるとされる [朴鏞東 2015、이혜경 2008]。図3は1993年に全面改正された出入国管理法のその後の改正と新設された制度の変遷の現象を先の先行研究で指摘された段階ごとに時系列で辿ったものである。中国同胞の場合は、先の三段階に加えて、中韓国交正常化前後の友好モードにより、当初は査証の必要がなく、韓国内に住む親族の招請を以って入国が許可された。

出入国管理法は「制限」を目的としており、排他的な法で支援的な意図は少なく管理的な目的に比重が置かれている。在留資格は出入国管理法施行令第12条に規定されており、出入国管理法施行令が1993年4月1日の施行から2015年8月4日の改正までに第12条の規定する在留資格内容が27回改正されている。在留資格は国内の活動の自由度に応じて階層的に解釈されており、かつては申請可能な在留資格が限られていたが、現在では要件を満たせばどのような資格へも変更が可能になった。これは韓国内での中国同胞の法的地位が向上している表れであり、本発表ではこの点に注目し、資格要件の変化を辿ることで、中国同胞に対する政策意図の変化を読みとろうというものである。



3 中国同胞の在留資格の変遷

3-1 外国人としての中国同胞

中国同胞は韓中国交樹立以前の1987年から大韓赤十字社を通じて親族訪問という形で、年間1000名程度に臨時旅行証明書を発行し入国を許容してきた。³盧泰愚大統領の7・7宣言(1988年7月7日)や、これに続く1991年12月13日の「南北基本合意書」の南北首相会談での採択、1990年9月にソ連と、1992年8月には中国との国交正常化により、東側諸国に拠点を持つ同胞の韓国への来訪が本格化した。

中国同胞は招請による来訪に加え、朝鮮語(韓国語)の能力と朝鮮文化を保持した同一民族であるとの理由から、1995年に政府の奨励で開始した「農村独身男性結婚事業(농촌총각 장가보내기 사업)」と呼ばれる農村に住む男性の結婚相手として結婚支援事業をとおしても増加した。

しかしながら、中国同胞の増加によって韓国内での存在感が増すことで、韓国社会に定着していた共産主義国に対する貧困のイメージの増幅による差別が顕著となり、入国後の不法在留や不法労働、政府の招請による入国が変更され管轄の韓国政府機関での査証取得することが規定されたことで入国が困難になったために起きる偽装旅券の使用や国籍取得を目的とした偽装結婚が急増し、韓国国民との間で葛藤を生み出した。

1999年に在外同胞の出入国及び法的地位に関する法律(以下在外同胞法)が制定され、出入国管理法施行令第12条

³ まだ国交樹立前であったため、中国同胞らは中国から香港へ向かい、香港駐在韓国領事館で韓国渡航証明書の発給を受けた後、入国する手順を取っていた。

の外国人の在留資格に在外同胞（F-4）が新設されたが、中国同胞に対する認識の悪化はこうした制度設計にも影響を与えた。

その一つは制度の適用対象である「在外同胞」の定義に過去国籍主義を採用することで中国同胞を除外したことである。さらに中国同胞の大部分が単純労務に従事していることから同法適用対象者には単純労務を認めないことを規定し、制度の外堀を埋めた。この制度では韓国国内での投資や不動産売買などを含む経済活動、金融取引など、外国籍同胞に対して国籍規制を最大限緩和したものである。金泳三政権期の1996年、経済のグローバル化への対応として、世界各国に居住する韓国系の人々と韓国との紐帯を強化することを目的に制定された在外同胞財団法で、政府の保護対象を「国籍に関わらず韓民族の血統で外国に居住、生活するもの」とし、国籍による区分を取り払ったのと比較すれば、在外同胞法における過去国籍主義の採用による中国同胞の除外からは、政府の中国同胞に対する排除の意図が見てとれる[吉川美華2015:55-56]。

この後、在外同胞法で中国同胞が適用対象から除外されることについて違憲訴訟が起こされ、違憲判決が下されたが[判例集13-2,714-715]⁴、経済再生を優先する政府の対応は、まずは2002年に中国同胞の訪問同居（F-1）の資格付与について改正をし（2002年11月6日）、就業管理制（F-1-4）⁵を新設することで切り抜けるにとどまった。

就業管理制では「内国人勤労者に対する雇用機会保護の原則」⁶による韓国国民の雇用優先のもとに[최서리 외창원2014:3]、従事可能な業種を飲食店、病人看護⁷、清掃業の3種と定めた。いずれも国内では忌避される業種であったが、一般の移住労働者には従事できない業種でもあった。2004年に外国人勤労者の雇用などに関する法律(以下雇用許可制)の制定によって外国人の非技能労働が国内で認められ、第12条に職業管理制が特例雇用許可制として編入され、中国同胞が外国人勤労者と同じ雇用許可制の適用対象となった。これにより、一時的に中国同胞は外国人労働者と就労上一元的に管理されることとなった。

同じ2004年には、2001年に違憲判決を受けた在外同胞法が改正され中国同胞もその対象となったが、併せて出入国管理法上で在外同胞（F-4）の申請の際に、中国同胞にのみ単純労務に従事しないことを示す書類への署名と、証明文書として年間納税証明書、所得証明書などの提出が義務付けられた。これらからは先の中国同胞の就労について、外国人労働者と同じ制度下に置くと同時に、在外同胞の出入国と法的地位に関する法律の対象外であることを政策上維持しようとしていることが見てとれる。

中国同胞はこの規定についても違憲訴訟を起こしたが、⁸この訴えに対しては、単純労務行為を行う外国籍同胞の入

⁴ [憲法不致]在外同胞の出入国と法的地位に関する法律第2条第2号違憲確認, 헌재 2001. 11. 29. 99 헌마 494, 판례집 13-2, 714-715

⁵就業管理制の対象者は40歳以上で、国内に8親等（韓国語では寸）以内の血族または4親等以内の姻戚がいるか大韓民国の戸籍に入籍されている者及びその直系卑属の外国国籍同胞としており、対象者を国内に居住する韓国人と直接に関連のある者に限定する意図がみられる。ただ、後に年齢制限が緩和され満25歳以上にその対象範囲が拡大している。

⁶職業安定法第4条第1号の規定に基づき職業安定機関に外国人労働者雇用前の14日間は韓国労働者の求人活動を必須とすることなどを規定することで、韓国労働者の雇用を保護するものである。

⁷韓国では長期入院患者の家族が患者に付き添えない場合、「看病人」と呼ばれる病人を介助する人を雇う。「看病人」は患者の身の回りの世話や病院内での患者の移動などを行う。ここでは病人介護とした。

⁸法に委任した内容を制限していることが法律留保原則に違反するとして、基準と手順を委任した出入国管理法第8条第3項、出入国管理法施行令第7条第1項、在外同胞在留資格の取得要件と関連する在外同胞法第5条第2項第3号、同第4項、在外同胞法施行令第4条第4項、出入国管理法施行令第12条別表1のうち第28号の2に反すると訴えてであった。

国や在留を無制限に許容することは、国内の単純労務分野の失業率が上昇、賃金低下が憂慮されるため、単純労務行為など就業活動従事者とそうでない人とを異なって扱うことは合理的理由があるなどの理由から、中国同胞に一定の添付書類を提出させるようすることは恣意的差別ではなく、平等権を侵害しないとの合憲の判断を示している[判例集 26-1 히, 64]⁹。

こうした判断からは韓国政府が中国同胞に対して同胞とはいいつつも、OECD 加盟国に国籍を持つ同胞と区別を維持する意図が見てとれる。

3-2 同胞と外国人の狭間：労働者としての活用

中国同胞の在外同胞法適用対象からの実質的な除外の一方で、中国同胞が韓国人の忌避する 3D 業種の担い手として韓国経済や社会に不可欠な存在でもであると政府が認識していることは、政府が一般の移住外国人労働者とは区別した優遇措置を講じていることから見てとれる。

例えば先の 2002 年の就業管理制は中国同胞らだけを対象としたものであった。また非技能就労は雇用許可制に一元化されたとはいえ、特例雇用許可制として、中国同胞らのみが就労できる業種を規定した。さらに雇用許可制の満期が迫る中で、大量の不法滞在者の発生を回避し、中国同胞らが継続して韓国で就労できるよう、2006 年 4 月 24 日から 8 月 31 日まで同胞を対象にした「同胞帰国支援政策」¹⁰を実施し、2007 年 3 月 4 日には訪問就業制を新設、2007 年 6 月 1 日には出入国管理法も改正した。

訪問就業制の新設では、韓国との縁故関係を証明できない無縁故同胞を含む在外同胞に対し 20 業種(2015 年現在 38 種)の非技能就労を可能にした。「同胞帰国支援政策」の不法滞在者の就業状況調査で、言語疎通能力があることから食堂などのサービス業分野に相当数の中国同胞が就業しているとの結果[유길상 이규용 2001:11]を受け、雇用許可制には認められていないサービス業に加え、雇用許容業種を製造業や農畜産業、遠近漁業まで広げた[第 256 回第 10 次環境労働委員会会議録, 2005 年 11 月 24 日:45]。さらに、2007 年の 6 月 1 日の出入国管理法施行令の改正では非専門就業 (E-9) 船員就業 (E-10) 又は訪問就業 (H-2) 資格で就業活動をしているもののうち技術・技能資格証所持者と国内での一定金額以上の賃金受給者、財産保持者らに対し居住 (F-2) への在留資格の申請を認め、この要件は 2013 年にさらに緩和された。

さて、新設された訪問就業制であるが、訪問就業 (H-2) の在留資格では、5 年間の数次ビザが付与される代わりに一度で 3 年を超える在留は認められていない。ただし再入国した場合は査証の満了期限まで在留が可能である。訪問就業期間満了後に外国籍同胞が在留期間内に出国した場合、出国日に満 55 歳未満であれば、一年が経過したのち(地方の製造業は 6 か月、農畜水産業は 3 か月)に改めて最長の期間在留可能な在留資格を得ることができる[(社)茶山経済研究院 2012:11]。就業管理制 (F-1-4) 非専門就業 (E-9-A-K) の在留資格を持つ者が訪問就業へと在留資格を変更することが可能となったが、必ず一度帰国することを義務付けている理由は、永住資格申請をできないようにするための措置でもあった。

⁹ 「在外同胞の出入国と法的地位に関する法律第 3 条等違憲訴願」2012 헌마 412・2012 헌마 412, 헌재 2014. 4. 24.

¹⁰ 「同胞帰国支援政策」とは不法在留の中国同胞の自主退去を支援するものである。自主退去する同胞に対し、罰則金処分、入国規制を免除し、退去後一年以降の再入国を認め、再入国後には就業教育を履修させ、仮称「同胞雇用可能確認書(3 年有効)」を受けた事業者と雇用契約を結び就労も可能であるとしたものである[出入国管理局公告 2006-38 号]。

また、訪問就業の査証で入国した場合は過去に韓国での長期滞在経験がある人でも有料の就業教育受講、求職時の雇用労働部の雇用センターへの申請（登録）が義務付けられた。特に無縁故同胞に対しては、韓国語試験と一定の手続き後の選抜によって韓国内での就業を認めたが、これらが困難な場合のために 2010 年にはさらに同胞訪問 90 日（C-3-8）の在留資格の新設し法務部の許可を受けた社団法人同胞教育支援団承認施設で 180 時間の教育（うち社会教育 12 時間）を受けることで訪問就業（H-2）へ変更申請が可能な措置が取られた。これらの制度を運用する波及効果として、政府関連の技術教育院や語学教育施設の運営や、民間の旅行関連会社などの参入によって韓国内の雇用も促進されていることも注目されている。

こうした訪問就業制は移住外国人を対象とした雇用許可制が入国前の事業者の契約に基づいて査証が発給されるのとは異なり、入国研修後に求職申請後雇用支援センターの就業斡旋か、特例雇用可能確認書の発給を受けた事業所を自由に選んで就業することができ、届出のみで事業所変更が可能であるという点で、無縁故同胞も含めて全く韓国と関連の無い外国人よりは「同胞」は積極的に受容していこうといった政府の意図が見てとれる。しかしながら一方で、永住権申請ができないよう一時出国を義務づけており、永住資格申請の対象者から除外する姿勢を維持している。

3-3 在外同胞への転換

訪問就業制による中国同胞労働力の依存は、制定当時はその対象から除外されていた在外同胞（F-4）や永住（F-5）への道を開かざるを得ない状況を作り出した。

まず、在外同胞在留資格（F-4）申請要件の緩和である。2008 年に大卒者、法人企業の代表など単純労務業種に就業する懸念のない者に限り、他の在留資格からの変更が認められるようになった。同時に在外同胞（F-4）資格者は韓国内に 2 年以上続けて在留した者のうち、生計維持能力その他の要件を持つ者、法務部長官が認定した者、在外同胞法の国籍取得要件を満たした者については永住資格（F-5）への変更も許可した。

また、2010 年 4 月 26 日には特定産業分野就業、訪問就業同胞等に対する国内長期在留及び就業許容政策として、製造業、農畜産業、漁業、病人看護、家事補助などを同じ職場で一年以上継続して勤務した者のうち国内で関連分野技能士資格証を所持し¹¹、最近 2 年に年平均 200 日以上国外で在留した者、満 63 歳以上の者は在外同胞の在留資格の申請が可能になり（翌年は一旦 2 年以上へと条件が強化）、2011 年には年齢制限が 60 歳へ引き下げられた。

このタイミングでの改正は、実は 2007 年の訪問就業制での一度の最長滞在期間である三年の時期が迫っていることで、中国同胞の一時帰国による労働力不足や不法在留・労働者の大量増加を回避するための奇策でもある。以降、出入国管理法に規定された在留の期限と条件にあわせた改正が重ねられる。

2012 年 10 月 15 日の施行令改正では新たに、先の条件を備え訪問就業の在留資格で就業活動している者のうち、勤続期間や就業地域、産業分野の特性、労働力不足の状況および国民の就業選好度を考慮して居住（F-2）の資格を法務部長官が認定することとした。2015 年 1 月 21 日には、法務部は在外同胞（F-4）資格の就業制限活動項目を規定した単純労務行為に該当する職業一覧（細目）から労働力不足の深刻な製造業、農水畜産業、林業分野を除外した [法務部告示第 2015-29]。この法務部告示は、中国同胞らの在外同胞在留資格を申請するための足枷となる職業条件が撤

¹¹技術・技能資格証の種類及び賃金の基準は法務部長官が関係中央行政機関の長と協議して定めることとしており、技能資格には洗濯、美容、製パン、電気、情報処理、金属材建具などがあり、この内筆記試験がなく一度の実技試験のみで技能士の資格がもらえる金属材建具技能士は 2014 年にこの対象から除外された。

廃された形になり、今後訪問就業の在留資格を持つ中国同胞の在外同胞資格への変更が急速に進む契機となる可能性をはらんでいる。

4.おわりに

中韓国交正常化をきっかけに、大量に韓国の地を訪れた同文同語の異邦人である中国同胞に対する韓国政府の対応は、30年足らずの間に受容から統制、活用、統合の対象へと変化してきた。そしてこれらは、中国同胞からの異議申立てと産業構造の変化に対応するための雇用ニーズとのバランスの中で行われた頻繁な改正の結果であった。

統制という点からは外国人としての入国と、在外同胞法の施行によって OECD 加盟国家の国籍をもつ同胞とは全く異なる処遇に置くということで制度上、中国同胞という独特の属性を定着させた。しかしながらその後の政府の 3D 業種の労働力の維持という点で就業管理制、訪問就業制適用、不法在留者への善処は他の移住外国人労働者より中国同胞を優遇する一方で、在外同胞法の適用、永住資格の申請ができないような制度設計によって、中国同胞を韓国の労働市場に常に引き付けておきつつ、政府のコントロール下に置くことを維持しようとする意図が見える。

しかしながら、労働市場での中国同胞労働力の長期にわたる依存は、一方で制度によるコントロールの限界をもたらした。それらが近年の中国同胞の在外同胞法への積極的な適用策である。当初、単純労働を行う中国同胞を徹底してこの制度から除外しようとしていた試みは、韓国内の労働力維持を目的に制度適用要件において年齢層の拡大、韓国での労働期間の短縮、簡単に取得できる資格所持といった緩和策を講じて、新たな中国同胞の来訪ではなく、韓国での労働に慣れた階層を引き留めておくための戦略でもある。

こうした制度の改編からは韓国政府の異国籍同民族の統合へと進んでいるとみることができるであろう。しかしながらこれらの現象からは中国同胞のシチズンとしての統合というよりは、産業構造のニーズに連動した中国同胞の労働力活用といった戦略的な政策が限界に至り、中国同胞への過度な依存という形でコントロールの利かなくなった状況を迎えているとも見做せる危うさも秘めている。

参考文献

韓国語(反切表順)

김면 2014 「국내 거주 조선족의 정체성변용과 생활민속의 타자성 연구」 『통일인문학』 58 건국대학교 인문학연구원, 5-33

김진수 1994 「외국인 근로자에 대한 정책적 대응방안」 『보건사회연구 14(1) 한국보건사회연구원, 126-152

김혜진 1992 「불법취업 외국인 노동자 문제의 현황과 올바른 대응방향」 『정세연구』 39 민족민주운동연구소, 113-126

(社)茶山經濟研究院 2012 『외국인근로자 증가로 인한 사회적 문제에 대한 조사분석』 韓国産業人力公団

朴鑛東 2015 「多文化社会과 法制的示唆点」 『아시아문화연구소 법제실무연수 자료집』 한국법제연구원 15-54

박규영 1987 「반식진 조선족들의 언어사용실태와 그에 대한 생각」 『중국조선어문』 1987년 제1호, 41-43

朴基甲 2001 「韓國滯留 中國同胞의 法律問題」 『江原法學』 제 14 권, 2001.12, 301-323

- 법철 1983 「散在地区朝鮮族들의 言語使用 實態와 關連하여」 『조선어학습과연구』 1983年第4号 1983.9,5-7
- 서정경 2014 「중국동포의 귀환과 한국사회의 과제 : ‘중국의 조선족’ 과 ‘한국의 중국동포’ 를 넘어」 『디아스포라연구』 8(1)전남대학교 세계한상문화연구원, 71-94
- 설동훈 1992 「국제 노동력 이동과 한국내 외국인 노동자」 『사회와역사』 37, 한국사회사학회,231-325
- 嚴東燮 2001 「代理母契約」 저스티스 第34卷 第6號, 2001.12, 88-112 (25 pages)
- 유길상 이규용 2001 『외국인근로자의 고용실태와 정책과제』 韓國勞働研究院
- 윤황, 김해란 2011 「한국거주 조선족 이주노동자들의 법적·경제적 사회지위 연구」 『디아스포라연구』 5(1),전남대학교 세계한상문화연구원, 37-60
- 이정은 2012 「‘외국인’ 과 ‘동포’ 사이의 성원권 : 재한조선족 사회의 지위분화에 따른 성원권 획득 전략」 『경제와사회』 96 비판사회학회, 402-429
- 이혜경 1994 「외국인 노동자 고용에 관한 연구 : 국내 노동시장에 미치는 영향」 『한국사회학』 28, 한국사회학회 89-113.
- 이혜경 2008 「한국 이민정책의 수렴현상 : 확대와 포섭의 방향으로」 『한국사회학』 42(2), 한국사회학회, 104-137
- 鄭印燮 1990 「在韓外國人の 法的地位」 『국제법학회논총』 35(1), 대한국제법학회, 203-231
- 조병철 1997 「한국의 외국인 노동자 문제에 관한 사회과 경제 교육 방안」 『사회과교육학연구』 1, 한국사회과교육연구학회, 196-217
- 채한태 2004 「중국동포근로자의 헌법상 보호에 관한 연구」 『중앙법학』 제6집 제3호, 2004.10, 49-76
- 최서리 이창원 2014 『중국동포의 국내 취업현황 분석: 방문취업자와 영주·귀화자 비교』 IOM 移民政策研究院

日本語

- 吉川美華 2016 「韓国における出入国管理法関連法令の改正と移住外国人の在留資格—中国・CIS 同胞と結婚移民者を中心に—」 『東洋大学アジア文化研究所研究年報』 50号
- 2015 「国境を越えた人々と法—韓国政府の新たな統合戦略」 『韓国朝鮮の文化と社会』 韓国朝鮮文化研究会

参考資料

- 『出入国統計年報』 各年 法務部
- 『憲法裁判所判例集』 各号 憲法裁判所
- 『韓国移民慣例法令集』 2014 松本誠一・吉川美華 東洋大学アジア文化研究所

本発表は吉川美華 2016 「韓国における出入国管理法関連法令の改正と移住外国人の在留資格—中国・CIS 同胞と結婚移民者を中心に—」 『東洋大学アジア文化研究所研究年報』 50号を修正加筆したものです。

本研究はJSPS 科研費 JP 16K02006 の助成を受けたものです。